

大阪府環境保全活動補助金

平成 29 年度募集のお知らせ

民間団体が実施する環境保全活動に
30 万円まで補助します

申込期限
5/8 まで

大阪府では、民間団体の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、先進的で他の模範となる環境保全活動等に補助金を交付する「環境保全活動補助金」制度を実施しています。このたび、平成 29 年度の募集を行いますので、ふるってご応募ください。

(参考)

平成 26 年度までは同一団体への補助は 3 回までとしていましたが、平成 27 年度から過去に本補助金の交付を 3 回受けた団体も申請できるようになりました。ただし、過去に補助した事業に効果があり、発展性が認められる事業に限ります。

なお、「環境保全活動補助金」は、府民や企業の皆様からご寄附いただいた「大阪府環境保全基金」を活用しています。皆様のご支援、ご協力をお願いします。

募集内容

募集期間	平成 29 年 3 月 27 日 (月) ~ 平成 29 年 5 月 8 日 (月) (受付時間 午前 10 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分)
補助金の額	補助の対象となる経費の 2 分の 1 以内で、1 団体当たり上限 30 万円、 下限 10 万円の範囲
補助対象となる経費	謝金、旅費、消耗品等の購入費、印刷費、郵送・運搬費、使用料及び賃借料
補助の対象となる事業の実施期間	交付決定日 (平成 29 年 6 月下旬予定) から平成 30 年 3 月 30 日までに 行う事業
補助金の支払	事業終了後に実績報告書等を審査の上、口座振替により精算払い

*詳しくは裏面をご覧ください。

公募要領・申請様式は下記ホームページよりダウンロードしていただけます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/katsudo/hojyokin.html>

環境保全活動補助金

検索

申請様式に必要事項を記入の上、必ずご持参ください。

提出・問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課 環境活動推進グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 (さきしまコスモタワー) 22 階

■TEL 06-6941-0351 (内線 3853) ■FAX 06-6210-9259

平成29年度「大阪府環境保全活動補助金」募集概要

1 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」または「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながる活動のうち、内容が先進的で他の団体の模範となるものです。

- (1) 実践活動 : 広く府民の参加を得て行う、または広く府民へ活動の普及が期待される地球温暖化防止活動や環境美化活動、その他環境保全に関する実践活動
- (2) 教育啓発活動: 広く府民を対象とする環境保全に関するイベントの実施、または学習会の開催、その他の環境保全に関する啓発及び知識の普及活動
- (3) 調査研究活動: (1) または (2) の活動の推進に係る調査研究活動

*ただし、次に該当する事業は対象になりません。

- ①国または地方公共団体等から同種の補助金を受けているもの。
- ②団体が事業の実施主体（主催）となっていないもの。
- ③団体の組織の運営・維持を主たる目的とするもの。
- ④過去3年間において本補助事業に採択された後、中止、または廃止した事業と同じ内容を実施するもの。

2 補助の対象となる団体

補助金を受けることができる団体は、次の要件を満たしていることが必要です。ただし、政治活動や宗教活動、営利事業を目的にしている団体は対象になりません。

- (1) 主として府内で活動していること。
- (2) 定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- (3) 独立した経理の機能が確立していること。
- (4) 代表者が明らかであること。
- (5) 団体の本拠としての事務所を府内に有すること。

(特定の事務所を持たない団体は代表者の住所等を事務所とみなすことができます。)

- (6) 団体及び構成員が、次に該当する者でないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- イ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

3 補助団体の選定

本補助金交付実績が3回未満の団体

「事業内容の環境の保全・創造への寄与」「事業内容の波及効果など成果の府民への還元性」「事業手法の適切性」(以下「事業内容の環境の保全・創造への寄与等」という。)を審査項目として審査します。前回補助した事業がある場合は、その事業の評価を審査に反映します。他の模範となるような先進性もしくは発展性など特筆すべき内容がある場合は、加点されます。

本補助金交付実績が3回以上の団体

「過去に補助した事業の評価」として、直近3回分の補助事業の評価を、「事業計画の実行性」「事業の効果」の2つの項目で審査します。この「過去に補助した事業の評価」とは、補助事業3回分を一つの評価期間として評価するもので、未評価の補助事業が3回分に達した団体に対し行います。

申請事業の評価は「事業内容の環境の保全・創造への寄与等」を審査項目として審査します。活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動の発展が見込まれる場合は、加点されます。

4 備考

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例により、補助金の交付決定を受ける常用労働者50人以上の民間事業主等は、障がい者の雇用状況を報告していただくとともに、障がい者雇用率未達成の場合は雇入れ計画の提出が必要です。

詳しくは大阪府障がい者雇用促進センターホームページをご参照ください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>)